

令和6年度

城川中学校いじめ防止基本方針

西予市立城川中学校

〒797-1717 西予市城川町下相 1237 番地

TEL(0894)82-0029 FAX(0894)82-0485

1 「いじめ」とは

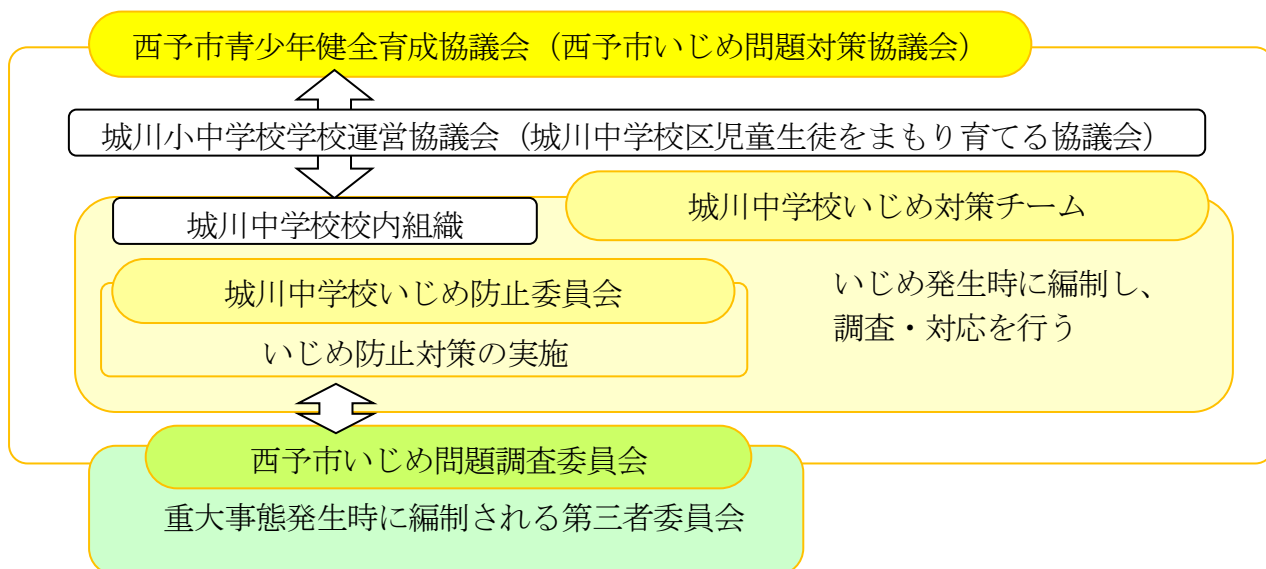
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 平成25年6月28日）

城川中学校では、「安全・安心な学校づくり」のため、「いじめ」に対し、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」「組織的対応」に的確に取り組めます。次の「いじめ」についての共通認識の下、「チームで取り組むいじめ対策」を行い、「いじめ」のない学校をめざします。

- ① いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。
- ② いじめは、どの生徒にもどの学校にも起こり得るものである。
- ③ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことである。
- ④ いじめは、生徒からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ⑤ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止委員会の設置といじめ対策チームの編制

いじめの防止等に関する取組を、具体的、実効的に行うため、校内に校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー等による「城川中学校いじめ防止委員会」を設置します。また、いじめが発生した場合は、学級担任・部活動顧問の他、必要と認められる教職員を加え、「城川中学校いじめ対策チーム」を編制します。なお、重大事態等、いじめの状況に応じて市内の組織に協力を求めます。



3 いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止のために、全ての教職員が次のことを共通して実践します。

(1) 学級経営の充実

- ア 生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作ります。
- イ 生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進めます。
- ウ 正しい言葉遣いができる集団を育てます。
- エ 学級のルールや規範を定め、生徒が守れるように年間を通じて継続的に指導を行います。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底します。
- オ 定期的に行う生活アンケート、生徒の欠席・遅刻・早退の回数、表情や体調の変化などから、兆候を素早くつかむとともに早期対応につなげます。
- カ 学級担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもって進めます。

(2) 授業中における生徒指導の充実

- ア 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進めます。
- イ 「楽しい授業」「分かる授業」「見方・考え方を育てる授業」を通して生徒の学び合いを保障します。
- ウ 集団への関わりに消極的な生徒には、教師が適切に支援を行い、満足感や達成感、連帯感がもてるように配慮します。
- エ 教科担任として、自らの教科経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもって進めます。

(3) 道徳教育の充実

身の回りで起こる差別や理不尽な事柄をもとに、自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深く関わりのある題材を取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫します。

(4) 学級活動の充実

話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図り、社会性を育てるとともに、いじめの問題等に直面した時の対処の仕方を身に付けさせます。

(5) 学校行事・生徒会活動の工夫

生徒が主体となって取り組む活動を通じて、達成感や自己肯定感、感動、人間関係の深化が得られるような企画や工夫を行います。

(6) 部活動経営の充実

生徒が主体的に活動し、仲間を認め合い、所属感を高める部活動経営に取り組みます。

(7) 生命尊重やいじめ防止を目的とした取組の充実

生命や人権を尊重する取組、いじめ防止に向けた取組を発達段階に応じて具体的にを行います。

(8) 情報モラル教育の充実

各教科や道徳、学級活動等、教育活動全体を通して、関連性をもたせながら情報モラル教育に取り組むとともに、保護者への啓発に努めます。

(9) 発達障がいのある生徒へのいじめの防止

障がい特性の理解や具体的な関わり方の共通認識をもとに、周りの生徒への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫します。

(10) 性同一性障がいや性的指向・性自認にかかる生徒に対するいじめの防止

性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員その他への正しい理解を促進するとともに本人への配慮等の必要な対応をとります。

(11) 小学校との連携の充実

小学校との情報交換や交流会を通して、個々の生徒理解と人間関係の把握に努め、中1ギャップへの対応を図ります。

4 いじめの早期発見

いじめは大人の見えないところで行われていること、親に心配をかけたくないなどの心理がはたらくことから、いじめられている本人からの訴えは少なくなる傾向があります。したがって、いじめは見えにくいと言えます。城川中学校では、次のことを通じて、いじめの早期発見に努めます。

- ① 教職員と生徒との日常の交流を通しての発見 ② 複数の教職員の目による発見
- ③ アンケート調査の実施と分析 ④ 教育相談やカウンセリングを通じた実態把握
- ⑤ 学級内の人間関係を客観的に把握

また、いじめの態様と抵触する可能性のある刑法法規を知ることが、未然防止、早期発見のためにも大切です。本校では様々な教育活動の中で取り上げていきます。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
[脅迫、名誉毀損、侮辱]
- 仲間はずれ、集団による無視
※ 刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする [暴行]
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする [暴行、傷害]
- 金品をたかられる [恐喝]
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする [窃盗、器物破損]
- いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
[強要、強制わいせつ]
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる [名誉毀損、侮辱]

5 いじめの早期対応・対策チームによる組織的対応

(1) いじめ問題の早期解決のための事実関係の把握

ア 聞き取るべき内容等、留意すべきことを確認する。

- ◇ 誰が誰をいじめているのか? [加害者と被害者の確認]
- ◇ いつ、どこで起こったのか? [時間と場所の確認]
- ◇ どのような内容のいじめか? どのような被害を受けたのか? [内容]
- ◇ いじめのきっかけは何か? [背景と要因]
- ◇ いつ頃から、どれくらい続いているのか? [期間]

○ 当事者のみならず、第三者、保護者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、必ず複数で行う。

イ 事実確認は、被害、加害、関係する生徒を個別に同時進行で行う。

○ 「事実確認」と「指導」を明確に区別する。

○ 小学校との連携により、該当者の今までの人間関係、生活環境について明確にする。

ウ 聞き取った情報を一元化し、「いじめの背景」「生徒の心理」等のいじめの全体像を把握する。

○ 徹底的な事実の究明よりも、支援・指導に力点を置いた対応が重要である。

エ 聞き取った情報は記録をとり、今後の対応や指導に生かす。

(2) いじめを受けた生徒又は、その保護者に対する支援

ア 被害生徒に対して

- 事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- 自信を持たせる言葉を掛けるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

イ 被害生徒の保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(3) いじめを行った生徒や周りの生徒に対する指導又は、その保護者に対する助言

ア 加害生徒に対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

イ 周りの生徒に対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇氣ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

ウ 加害生徒の保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ家庭での指導を依頼する。
- 生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする

(4) その他いじめの防止等に関する措置（懲戒、出席停止制度の適切な運用）

学校教育法の規定に従い、校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、適切に、当該生徒に対して懲戒（体罰とは異なります）を加えることができます。さらに、指導の効果が上がらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、教育委員会は、加害生徒及びその保護者に対して出席停止の措置を速やかに講ずることができます。

その他、いじめられた生徒をいじめから守り抜くために、必要があれば就学校の指定の変更や区域外就学について保護者との協議を行い、弾力的に対応します。

【いじめの早期対応・組織的対応の流れ】

いじめの未然防止に向けた取組・いじめ防止委員会の取組

- ◇ 学級経営の充実 ◇ 授業中における生徒指導の充実 ◇ 道徳教育の充実
- ◇ 学級活動の充実 ◇ 学校行事・生徒会活動の工夫 ◇ 生命尊重やいじめ防止を目的とした取組の充実 ◇ 部活動経営の充実 ◇ 情報モラル教育の充実
- ◇ 発達障がいのある児童生徒へのいじめ防止 ◇ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめの防止 ◇ 小学校との連携の充実

情報のキャッチ

- ◇ 教職員の気付き ◇ 同僚教職員からの報告 ◇ 被害生徒からの訴え
- ◇ 地域からの情報 ◇ 「生活調査」の回答・結果 ◇ 周囲の生徒からの訴え・報告
- ◇ 保護者からの訴え・報告

一次対応（初期対応）

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|------------|
| ◆ 被害生徒 | ◆ 加害生徒 | ◆ 関係する生徒 | ◆ 保護者 |
| ◇ 事実関係の把握 | ◇ 事実関係の把握 | ◇ 事実関係の把握 | ◇ 事実関係の報告 |
| ◇ 安全確保 | | | ◇ 家庭への協力要請 |
| ◇ 心のケア | | | |

いじめ対策チームの編制

- 共同体制の確立（調査班、対応班）
- 対応方針の決定
（いつ、誰が、どのように対応する）

西予市教育委員会

児童相談所・警察など

二次対応（短期対応）

- | | | | |
|--------------|-------------------|--------------|-----------|
| ◆ 被害生徒 | ◆ 加害生徒 | ◆ 学級での指導 | ◆ 保護者 |
| ◇ チームによる観察支援 | ◇ いじめの態様に応じた指導・支援 | ◇ 当事者意識の高揚 | ◇ 取組の経過報告 |
| ◇ 安全確保 | ◇ 心のケア | ◇ 共感的人間関係づくり | ◇ 情報交換 |
| ◇ 心のケア | | | |

三次対応（長期対応）

- | | | | |
|--------------------|-----------------|------------|----------|
| ◆ 被害生徒 | ◆ 加害生徒 | ◆ 学級での指導 | ◆ 保護者 |
| ◇ 継続的な観察支援 | ◇ 継続的な指導・支援 | ◇ 集団づくりの充実 | ◇ 定期的な連絡 |
| ◇ 心のケア | ◇ 心のケア | | ◇ 情報交換 |
| ◆ 全校での指導 | | | |
| ◇ 全教職員で生徒を見守る体制づくり | ◇ 「生活調査」の定期的な実施 | | |

いじめ問題の解決

心の居場所づくり・絆づくり

6 重大事態への対応

城川中学校いじめ対策チームの調査により重大事態と認められるとき、校長は必要な調査ができるよう西予市教育委員会に求め連携を図ります。

いじめ問題の解決に向けては、透明性、公平性、中立性を重視します。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（○生徒が自殺を企図した場合○身体に重大な傷害を負った場合○金品等に重大な被害を被った場合○精神性の疾患を発症した場合）
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とする）（いじめ防止対策推進法）

- (1) 西予市教育委員会の指示を受け、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行います。
- (2) 学校の設置者又は学校は、(1)の調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し必要な情報を適切に提供します。
- (3) 学校は、重大事態と思われる事案が発生した旨を速やかに西予市教育委員会に報告します。
- (4) 教育委員会は、重大事態か否かの判断を行い、速やかに西予市長へ報告します。

※ 西予市長等は、必要と認めるときは(1)の調査の再調査を行うことができ、その結果を踏まえて必要な措置を講じます。

7 いじめ問題への具体的な指導計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、次の年間の指導計画の下、学校全体でいじめ問題に取り組みます。

	4月	5月	6月	7月	8月		
職員会議等	城川中学校いじめ防止委員会 方針・計画など	城川中学校いじめ対策チームの編制 事案発生時に直ちに編制・対応		城川中学校いじめ防止委員会 2学期の計画	学校評価をもとに研修		
未然防止の取組	PTA総会 方針説明	年間指導計画への位置づけ	学級集団づくり 人間関係づくり	人権参観日での啓発			
早期発見の取組			学校評価アンケートの実施				
	生徒の観察 教職員の情報交換 いじめ調査						
	※ 学校評価アンケートは、生徒・保護者・教職員対象に行い、いじめに関わる項目を必ず入れる。						
	※ 生活アンケートは、その他必要に応じて実施する。						
	※ 人権参観日の他、学校行事やPTA活動を利用して、保護者への啓発を行う。						
	※ 外部講師等を活用し、生徒の人権意識の涵養に努める。						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等		城川中学校いじめ対策チームの編制 事案発生時に直ちに編制・対応				城川中学校いじめ防止委員会 本年度の反省	学校評価をもとに研修
未然防止の取組	学級集団づくり 人間関係づくり				学級集団づくり 人間関係づくり		
早期発見の取組			学校評価アンケートの実施			生活調査	
	生徒の観察 教職員の情報交換 いじめ調査						